

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人中村学園
②設置大学名称	中村学園大学・中村学園大学短期大学部
③担当部署	総務部
④問合せ先	TEL:092-851-2531 E-mail: soumubu@nakamura-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年7月21日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/basicinfo/governancecode.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及び教育研究の目的をステークホルダーに対して明示しています。 【建学の精神】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/spirit.html 【教育研究の目的】 https://www.nakamura-u.ac.jp/faculty/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部学科・研究科ごとの3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を発信し共有すると共に、毎年自己点検・評価を実施しています。 【3つのポリシー・アセスメントプラン】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/basicinfo/policy.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長や教授会等の各機能が果たす権限や役割を明確にしています。 【学則及び諸規則】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/disclosure/
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	中期総合計画の策定・実行・評価による大学価値向上を推進するため、教職員が協働して教育研究活動に努めています。 【事業報告書】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/information/financial.html
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に向けた基本方針・年次計画を策定し、計画に基づき研修を実施しています。 【SD活動】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/fd/sd.html 【FD活動】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/fd/ 【FD実施方針/FD実施計画・報告】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/fd/project.html

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
------------	----

中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期総合計画の策定にあたり、策定方針を明確にし、適法性や倫理性を考慮しながら、データやエビデンスに基づく内容を盛り込んでいます。 【事業報告書】 実施項目 1-1 ④に同じ
実施項目 1-2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中期総合計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況及び実施結果を公開するとともに、必要に応じて計画を修正しています。 【事業報告書】 実施項目 1-1 ④に同じ

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、多様な社会人の受入やリスキリングの機会を提供しています。 【リカレント教育事業】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/recurrent/index.php
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育・研究活動の社会への還元、産学官連携による地域課題の解決に向けた取組等を通じて、「知の拠点」としての役割を果たしています。 【地域連携の取り組み】 https://www.nakamura-u.ac.jp/research/social_archive.html 【大学間連携】 https://www.nakamura-u.ac.jp/research/consortium.html 【産学官連携について】 https://www.nakamura-u.ac.jp/research/collaboration.html

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	D&I の理念を踏まえ、多様性を理解・受容する環境づくり・組織づくりを推進しています。 【ハラスメント防止】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/compliance/harassment.html 【障がい学生支援】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/compliance/harassment.html

	u. ac. jp/outline/compliance/handicapped.html 【こころとからだのサポートセンター（学生相談室）】 https://www.nakamura-u.ac.jp/campuslife/counselingroom.html
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	創立者である学園祖中村ハル先生の考えに主眼を置き、性別によらない人材の育成・採用を行い、役員・評議員・管理職等についても女性の積極的な登用にも配慮しています。 【次世代育成支援・女性活躍促進】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/information/kurmin.html 【学園祖中村ハル先生の想いと記録】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/haru/#Top

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針を明確にするとともに選任過程の透明性を確保しています。 【寄附行為】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/information/pdf/kifukoi_02.pdf 【組織】 https://www.nakamura-u.ac.jp/gakuen/about/organization.html
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協議と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 【寄附行為】 実施項目 3-1①に同じ
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	全ての理事に対し、学校法人の適正な運営にあたり必要とされる識見に係る十分な情報提供・研修機会を提供し、その内容の充実に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性確保を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保しています。 【寄附行為】

	実施項目 3-1 ①に同じ 【組織】 実施項目 3-1 ①に同じ
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び監査部門等の連携体制を強化し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にし、選任過程の透明性を確保しています。 【寄附行為】 実施項目 3-1 ①に同じ 【組織】 実施項目 3-1 ①に同じ
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 【寄附行為】 実施項目 3-1 ①に同じ
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要なとされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて運営体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充させ、それを学内において広く浸透させています。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反またはそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備しています。

	<p>【研究倫理・研究費の適正管理】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/compliance/assist.html</p> <p>【研究活動及び研究費に関する相談窓口】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/compliance/support.html</p>
--	---

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>広く社会からの理解・信頼を得られるよう、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報を積極的かつ継続的に公開しています。</p> <p>【事業報告書】 実施項目 1-1 ④に同じ</p> <p>【自己点検・評価/外部評価】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/disclosure/self-inspection.html</p> <p>【設置認可申請書類等】 https://www.nakamura-u.ac.jp/outline/disclosure/regulations.html</p>
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めます。</p>

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
原則 1-1	<p>令和 6 年に創立 70 周年を記念した特設サイトを開設し、学園の歴史や創立 100 周年を見据えた今後の展望、地域との繋がりを紹介しています。</p> <p>【70 周年記念事業】 https://www.nakamura-u.ac.jp/70th/</p>